

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和2年4月7日

時 間：第3回臨時会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後3時40分

### 出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 敦宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

町長	宮本 皓一君
副町長	高橋 保明君
副町長	滝沢 一美君
教育長	岩崎 秀一君
会計管理者	猪狩 一力君
総務課長	林 紀夫君
企画課長	原 田 徳仁君
税務課長	志 賀 智秀君
住民課長	植 杉 昭弘君
福祉課長	杉 本 良君
健康づくり課長	遠藤 博生君
生活環境課長	黒澤 真也君
産業振興課長	坂 本 隆広君
参都事務課長	竹原 信也君
教育総務課長	飯塚 裕之君

参生涯学習課長	三	瓶	清	一	君
郡山支所長	斉	藤	一	宏	君
参いわき支所長	三	瓶	直	人	君
主企画課長幹補佐	栗	林	政	和	君
総務課長主幹兼課長補佐	猪	狩	直	恵	君
生課原対活長子環力環課長	大	館	衆	司	君
課長子力策係					

#### 職務のための出席者

議会事務局長	小	林	元	一
議会事務係長	猪	狩	英	伸
議会事務係主任	杉	本	亜	季

#### 説明のため出席した者

##### 【1. 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況について】

内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官	木	野	正	登	君
内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室係	佐	藤	義	就	君
内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チー官参事官	野	口	康	成	君

#### 付議事件

1. 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況について
2. その他

開 会 (午後 3時40分)

○議長 (高橋 実君) ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名です。欠席議員はなしであります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所職員の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

会議の公開についてお諮りいたします。

以前より全員協議会を公開にて行っておりましたが、本日以降の会議においても原則公開にて行うことには異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 (高橋 実君) 異議ないということで、暫時休議します。

休 議 (午後 3時42分)

---

再 開 (午後 3時43分)

○議長 (高橋 実君) 再開します。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会召集内容の説明とご挨拶を頂きたいと思います。

町長。

○町長 (宮本皓一君) 大変お疲れさまでございます。議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席を頂き、誠にありがとうございます。本日の全員協議会の案件は、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況について経済産業省資源エネルギー庁より説明を受けるものであります。議員の皆様もご存じのとおり、福島第一原子力発電所では燃料デブリ冷却のために使用された汚染水を浄化処理しておりますが、取り除くことができなかったトリチウムなどの放射性物質を含む処理水が増え続け、構内に設置された処理水貯蔵タンクが満杯になることが予想されるため、今後の処理水の取扱いが問題となっております。国においては専門家による小委員会を設置し、これまで様々な観点から議論が進められ、去る2月10日にその検討結果が報告書としてまとめられ、公表されたところであります。本日は、この報告書の内容について国より丁寧に説明いただくことが必要であると考え、説明を頂くこととしたものでありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長 (高橋 実君) ありがとうございました。

次に、内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所を代表して、資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室木野参事官よりご挨拶を頂きたいと思います。

木野参事官、お願いします。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） ただいまご紹介いただきました資源エネルギー庁の木野と申します。

町長からもご紹介いただきましたとおり、この2月の10日にALPS処理水の委員会から政府に対して報告書が提出をされました。後ほども説明いたしますが、2通りの案が現実的ということで提言を頂いておりまして、これに基づきまして、昨日も福島市において関係者の団体の方からご意見を聞く場を設けさせていただいたところでございます。本日は、富岡町議会にも内容をご説明させていただいて、様々なご意見を頂き、これをまた今後の方針決定の参考にさせていただくということで説明をさせていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況についての説明をお願いいたします。

木野さん。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） それでは、資料の内容について着座にて説明をさせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

資料をめくって、目次がございまして、もう1枚めくって、1ページ目を御覧ください。繰り返しご承知のこととは思いますけれども、まず汚染水がどのように発生し、どのように処理しているのかということでございます。福島第一原子力発電所では、溶け落ちてしまった燃料、いわゆる燃料デブリです、に24時間水をかけ続けております。こちらの水は循環しているだけでございますので、これだけであれば汚染水が増えることはないのですが、これ以外に建物の中に屋根が開いてしまったりしていますので、雨水が入ったり、また地下水が入り込むということで、その雨水や地下水が余計な水となって、しかもデブリに触れた水と触れ合って汚染水となるということで、汚染水の量が増加をしているということでございます。その汚染水については、4つ目の四角にございますが、くみ上げまして、いわゆるALPSという浄化設備を通して浄化処理をして、可能な限り放射性物質を除去しているということでございますが、トリチウムという物質は取り除けないということで、タンクの中にはトリチウムを含んだいわゆるALPS処理水という形で残っているということでございます。下の米のところを御覧いただければと思いますけれども、汚染水の増加量は2014年当時は1日大体540トンぐらいのペースで増え続けてございました。これが様々な汚染水対策の効果によりまして、2018年度平均では170トン程度、1日ということで、増加量をなるべく低減している状況でございます。

めくって、2ページ目でございます。ALPS処理水の現状ということで、右の表を御覧いただければと思いますけれども、1月時点ではございますが、ALPS処理水のタンクでの貯蔵量が約118万トンということでございます。今年の末までにタンクの建設計画が137万トンということでございま

して、この時点では20万トン弱の余裕があるわけでございますけれども、一方で1年間にALPS処理水は5から6万トンのペースで増えてまいります。すると、上の四角のところにございますが、今の見込みですと2022年夏頃にはタンクが満杯になる計算であるということでございます。表に戻っていただきますが、ALPS処理水の中のトリチウムの濃度でございますけれども、1リットル当たりの平均で約73万ベクレルという濃度でございまして、放出の基準というのが6万ベクレルでございますので、そこから比べても十二、三倍程度の平均の濃度であるということでございます。タンク内のトリチウムの量、これを全て合わせますと860兆ベクレルというものでございますが、括弧に書いてございますけれども、これをトリチウム水だけを取り出すとわずか16グラムと。したがって、118万トンという水の中に16グラムのトリチウム水が広く、浅く分布しているような状況であるというものでございます。2ページ目一番下に米が2つ書いてございますけれども、処分の準備・許認可に大体2年程度必要であるということと、後ほどもまた説明しますが、137万トン以上の増設の計画の余地は限定的であるということでございます。

3ページ目に移ります。今まで約6年にわたり検討を行ってきましたALPS処理水について、2つの委員会がございました。トリチウム水タスクフォースという以前の委員会では、技術的に可能性のある5つの処分方法というものを提示してございまして、それが下の①から⑤でございます。地層注入、海洋放出、水蒸気放出、水素放出、地下埋設という5つの例を提示してございます。このうち、またこれも後ほど説明をいたしますが、①と④、⑤については技術的、また規制の観点から非常に難しいと委員会からの報告書で言われているということでございます。

4ページ目に移ります。2018年の8月でございますけれども、この富岡、それから郡山、東京の3会場で説明公聴会を開催しております。2つ目の四角にありますが、その場で意見表明として44名の方、また書面で135名の方から意見を頂いてございます。その意見の内容は、3つ目の四角の①から⑦にございますが、トリチウム以外の核種の取扱いなど、これらについて引き続き公聴会で意見を聞いた後も小委員会で議論をしてきたということでございます。

続きまして、めくって、5ページ目でございます。ALPS処理水に残っている放射性物質はどうするのかということでございますけれども、この表を御覧いただいて、この表の下に1倍以下、それから1倍から5倍、5倍から10倍というカテゴリーがあります。これは、いわゆる放出する際の基準をどれだけ超過しているかという値になります。したがって、この1倍以上のところ、こちらはいわゆるまだ基準を超えてる水だと、これはトリチウム以外の放射性物質がまだ基準を超えてるということで、全体の72%はまだ基準を超えてる状態であります。したがって、これを何らか処分をするという場合には、しっかりとまず2次処理をして、この基準以下にまずすることが大前提であります、これは東京電力もその約束をしているところでございます。

続きまして、6ページ目は割愛して、7ページ目を御覧いただければと思います。トリチウムとはどのような物質なのかということでございます。こちらは、1つ目に書いてありますが、トリチウム

はまず水素の仲間でして、水素に中性子が2つくついたような状態のもので、放射線を出します。ただその放射線は非常に弱い、いわゆるベータ線という放射線を出すのですが、これは紙一枚で防げますし、皮膚も貫通しないぐらいの弱い放射線でございます。また、自然界でも普通に出来上がりますので、自然界に存在します。水の中にも存在するということで、人体の中にも数十ベクレル程度は入ってございます。また、2つ目の四角にありますが、トリチウム水と普通の水、ほとんど性質が同じであるため、濃縮をしません。セシウムとかストロンチウムといったような放射性物質は、特定の部位とかに濃縮があるのですが、トリチウムは水と同じなので、蓄積というか、濃縮をせずにそのまま排せつされてしまうということでございます。3つ目の四角にございますけれども、やはり放射性物質である以上、内部被曝の影響というのにはあります。ただセシウム137と比べて大体700分の1程度の影響であるというものです。4つ目の四角にございますが、後ほどもまた説明しますが、過去40年以上にわたって、国内外、海外も含めて原子力発電所からトリチウムを含む水が排出をされておりまして、健康への影響等も確認はされていないということでございます。

めくって、8ページ目は飛ばせていただきて、9ページ目を御覧いただければと思います。ALPS処理水を処分した場合の人体への影響ということでございますが、ALPS処理水を先ほどの5つの処分方法のうちの水蒸気放出か、または海洋放出した場合の影響の評価をしてございます。これ米のところに書いてありますが、国連科学委員会というUNSCEARというところの評価モデルを使ってございます。その結果が2つ目の四角に書いてございますが、前提としてあのタンクに貯蔵されている全てのALPS処理水を、ですからトリチウムでいうと860兆ベクレルでございますが、これを仮に1年間であれを全て処分したとします。その影響というのがここに書いてございますが、海洋放出で年間で0.00081ミリシーベルト、マイクロに直しても0.81マイクロシーベルトの影響です。あのタンクの全ての水を処分してもこれぐらいの影響であると。水蒸気がその下に書いてありますが、水蒸気で放出した場合は年間で0.0012ミリシーベルト。いずれも日本人の場合、自然被曝で2.1ミリシーベルトを年間被曝してございますけれども、その1,000分の1以下であるということで、非常に人体の影響は低いものであるということでございます。

10ページ目に参ります。先ほど国内外の原子力発電所でトリチウムを放出しているということでございましたが、これが世界の原子力発電所等、原子力施設のトリチウム放出量の実績でございます。核燃料の再処理工場というのは、やはり核燃料の中にはトリチウムがたくさん含まれてございますので、これを再処理すれば、当然トリチウムも大量に出てきますので、放出量は桁違いに大きいのですが、左から2つ目の縦の列の真ん中辺りに緑色で囲んだフランス・ラ・アーグ再処理施設というのがございます。こちらは、1Fの860兆ベクレルのトリチウムの約15倍を1年間で放出しているような実績でございます。ちなみに、1Fは、真ん中の縦の列の大体真ん中辺りに日本福島第一原発と書いてあります。2010年の実績でございますけれども、1年間で2.2兆ベクレルのトリチウムを放出しているという実績です。その下が日本のBWRの平均、その下に日本のPWRの平均値が書いてございま

す。いずれも震災前でございますけれども、こういった実績です。また、ほかの国もやはり原子力発電所を稼働させればトリチウムが発生をして、それは海に出ているということでございます。

めくっていただきまして、11ページ目でございます。先ほどの敷地の話でございますけれども、タンクの建設計画、今年末に137万トンでございますけれども、これ以上のタンクの増設余地は限定的であるということで専門家から言わわれているということでございます。法兰ジタンクという以前使っていたタンクは、水を抜いて中を空にしておりますので、この法兰ジタンクの跡地の活用ということで空き地ができる可能性もあります。一方で、今後、廃炉作業を進めていくために、今後取り出していく使用済み燃料、また燃料デブリ、こういったものを一時的に保管する施設が構内に必要になります。こうした今後の廃炉作業を進めていくための施設とタンク増設、こういったものを兼ね合がありますので、敷地の制約を踏まえながらも敷地全体を有効活用していくことが必要であると委員会から指摘を頂いているというのがまず1点目でございます。

12ページ目に参ります。敷地の外にため続ければよいのではないかというご意見も公聴会含めて頂いているところでございます。こちらについてですが、まず処理水を敷地外に搬出する、持ち出す際には、当然移送ルートの自治体の理解を得る必要がございますし、また法令に準拠した移送設備が必要になります。また、移送先で保管するとなると法律上の新たな事業の許可が必要になったり、自治体の同意も必要になるということで、その下に書いてありますが、相応の準備と多岐にわたる事前調整が必要となって、かなりの時間を要すると言われているというのがもう一点でございます。

13ページ目に参ります。中間貯蔵にため続ければよいのではないかというご意見も公聴会等含めて頂いたところでございますけれども、中間貯蔵につきましては、ご承知のとおりでございますけれども、国が地元自治体に対して説明し、復興のために受け入れていただいております。地権者の皆様にも中間貯蔵のためにその敷地を利用させていただくということでお願いをさせていただいております。したがって、中間貯蔵以外の用途で使用し、敷地を拡大していくことは難しいと考えております。

14ページ目でございます。公聴会等のご意見でトリチウム分離ができないのかということも言われてございます。いろいろ書いてございますが、3つ目の四角のところでございますけれども、専門家含めて様々な世界のトリチウム分離技術を確認をしてきたところでございますけれども、なかなかやはり直ちに実用化できる段階にある技術は確認をされていないということでございます。

15ページ目を御覧いただければと思います。報告書のポイントの1というところでございますけれども、この3つ目の四角のところを御覧いただければと思いますが、今後、福島第一原子力発電所の廃炉を30年から40年かけてやっていくということでございますけれども、ALPS処理水の処分もやはり廃炉の一環であるということで、廃止措置終了までには処分を着実に終える必要があると。一方で、処分を急ぐことによって風評被害を大きくすることあってはならないということも委員会から報告書の中で記載を頂いているということでございます。

続きまして、16ページ目でございます。先ほども申し上げましたが、この委員会の報告書で処分方

法についてでございますけれども、技術的には実績があり、現実的な方法として海洋放出と水蒸気放出の2通りについて提案を頂いております。国内での実績という意味では、海洋放出のほうがより確実に実施ができると言ってございますが、委員会からはあくまでこの2案が現実的だということでございます。一方、やはり社会的観点を考えれば、水蒸気放出にしろ、海洋放出にしろ、風評被害等を含めた社会的影響が生じるという指摘も頂いているところでございまして、後ほど説明しますが、風評被害対策もしっかりと立てていくことが大事であるということでございます。

17ページ目でございます。風評対策でございますけれども、この1Fの事故後、風評被害対策、様々なことをやってきてはおります。こうした今までやってきた風評被害対策の実績も踏まえながら、より風評被害対策を拡充、強化するべきという指摘でございます。その下に書いてございます風評影響を抑えるための処分方法の工夫ということで、その3つ目のポツのところにございますが、例えば処分の開始の時期をいつにするか、処分の量をどうしていくか、処分の期間、またどういった濃度で処分するかといったことも含めて関係者の意見を踏まえて適切に決定するべきだということでございます。先月の24日に東京電力でこの報告書を受けたということで、現在の検討状況というのを発表してございますが、東京電力としては処分濃度についても今まで実績のあるサブドレンとか地下水バイパス並みの1リッター1,500ベクレル程度の濃度を検討していくということを表明したところでございます。国は、東電の意見も含めて様々な関係者の意見を聞いて、またそういった処分濃度をどうしていくかも含めて検討をしてまいります。こういった風評を抑えるための工夫以外にも、やはりその下に書いてある左側の情報を正確に伝えていくことも大事でございます。処分方法や科学的知見などの情報発信をしっかりとやっていくこと、また様々な層を対象とした説明会等の実施、また海外への情報発信の強化、こういったこともやっていきますし、また右側に書いてありますような風評被害防止、抑制、補填のための経済対策といったことで、例えば認証制度とか分析体制の構築、また販路の拡大、福島県産品が売れるような仕組みというのでしょうか、取組というのでしょうか、こういったことも含めて風評対策をしっかりと立てていくことが必要であるということで、処分方針決定の際にはこういった風評被害対策もしっかりとまとめて打ち出しをしていくことが大事だと考えております。

めくって、18ページ目は割愛させていただいて、19ページ目でございます。先ほどもご紹介いただいたとおり、この2月の10日に政府に対して小委員会の報告書が提出されたということでございまして、この小委員会の報告書を踏まえて、様々地元をはじめとした幅広い関係者のご意見をお伺いしているという段階でございます。今後、様々なご意見を踏まえて、政府として方針を決定するということであります。

20ページ目、21ページ目は、20ページ目がまずこのALPS小委員会の委員の名簿でございます。21ページ目は、このALPS小委員会の会議としての位置づけということでございます。

私からの説明は以上です。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 先ほどの話を聞いていて、もう場所がないから、準備期間を含めるともうすぐ決めなければならないとか、何か議論が追い込まれているような感じなのです。早く今決めないと、あと2年後間に合わないぞと言われているような感じなのだけれども、議論はまだまだそんなに尽くされていないのです。というのは、私はこういう原子力特別委員会の席で大倉代表にA L P S のほかにどういうものが含まれているか、そういった問い合わせが最近始まったばかりなのです。トリチウムというものは、人体に与える影響はどうなのかとか、その他の汚染水はどういうものがどれくらいの量含まれているかどうか、それがまだ正しく私たちのところに返ってきていないのです。それが漁業者だったり、いろんな学者だったりがその議論を始めていますけれども、地元にはまだまだそういう話が落ちてきていながら、まず海に捨てていいかどうか、大気中に捨てるのがいいかどうか、それは何か結果を求めているよね、まだ議論をしていない段階から。それはちょっとおかしいと思うのです。

それと、こういうものを薄めれば捨てていいのではないかとか、それはちょっとと言語道断だなと思うのです。どんな状態でも捨てれば、海だから薄まっていくわけだ。こういう状態で捨てたって薄まっていくわけだから。だから、東京電力が言う1リットル当たり1,500がどうなのだと。では、6万だったらいいのかどうか。その6万がいいのか、1,500がいいのかということ自体、多分議員一人一人は分からぬと思う。だから、この一番最後に、これ小委員会のメンバーを見たのだけれども、私の知っている人にやはりこの推進派の人がいるの、当時の法案委員の原子力発電所の事故の前に。そういう科学者も、やはり言葉は悪いのだけれども、御用学者から厳しい学者までいっぱいいると思うのです。だから、例えば漁協だったり、商工会だったり、観光協会だったり、自治体だったりが推薦するちょっと厳しい学者の意見も聞いたり、まだまだ段階はあると思うの。場所のことに関してなのだけれども、今タンクが置かれている場所が手狭だと。7号基、8号基予定の場所もあります。先ほどの説明で中間貯蔵は駄目だと。そしたら、解体廃棄物は中間貯蔵施設の予定地、解体廃棄物は30年後県外に持っていく、そちらにでも置いてもらって、そこにタンクを置くこともできるし、あと場合によっては近隣町村なんかで、もう除染すらしてもらえないのではないかという帰還困難区域もあるわけだから、そういう町村の住民なんかは、買ってくれるのならばタンク持ってきてもらっていいよという人たちもいます。いろいろな考え方の人いますから、そういう中であまりにも私たちの議論を、もう結論ありきのように追い込むような説明はやめてもらいたい。ちょっとその辺の。

○議長（高橋 実君） 木野さん。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） ご意見ありがとうございます。

まず、今日のご説明ですけれども、委員会の報告書をベースに説明をさせていただいておりますが、

場所が全くないとか、それからスケジュールありき、まさに2022年の夏にタンクがいっぱいになって、準備に2年間かかるから、この夏までがデッドエンドであるということではございません。タンクの増設の余地も含めて検討の余地はあるわけでございますし、また先ほどデブリや使用済み燃料の一時保管施設とタンクの増設の兼ね合いというような説明もいたしたところでございますが、まさに廃炉を進めることと、それからこの処理水をどう円滑に問題を解決していくという、両方大事な要素でございますので、決してスケジュールありきとか、敷地がないから流させてくれとか、そういうことを申し上げているものではないということは、まずご理解いただけるとありがたいですが。

また、東電がご質問にまだ回答していないという点については、ちょっと私どもも確認をしますが、その辺はしっかり東電からも回答させていければと思います。

厳しい先生のご意見もということでございますけれども、小委の中にも漁業関係者の方からの推薦というのでしょうか、漁業関係者のこともよくご存じの委員もいらっしゃいます。そういう方のご意見も聞いてございますし、また今後関係者のご意見もいろいろ聞いていく過程で、そういう専門家のご意見も聞いていくということでございます。

また、中間貯蔵とか帰還困難区域でのということでございますけれども、そういう点、12ページ目にちょっとご説明をさせていただいたところでございますが、敷地の外での貯蔵ということについてはなかなか調整が相当時間がかかるだろうということではございます。もちろん全く不可能ということではないので、そういうご意見も、様々な関係者のご意見あろうかと思いますので、そこも含めて検討をしてまいりということでございます。繰り返しですけれども、結論ありきということではないと思っております。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） やはり今現在、濃くて海に放出できないのであれば、例えば雨水に含まれているとか、何か説明読んだらば自然界にもあるとか。だから、雨水に含まれているとか自然界にもあるというレベルまで下がれば私は海洋放出でもいいと思うのです。そこまで何年かかってもやってもらいたいの。ALPSを2回、3回処理しても、まだ足りなければタンクを増設して、それで40年入るって言っているのですから、40年、例えばデブリ燃料もなくなるわけだから地下水も汚染されないので、こういった汚染された水はあと40年くらいは出るだろうけれども、それ以降は出ないと思うのです。そうすれば、トリチウムの半減期、半減期、半減期を追っていけば、最終的にはゼロまではいかなくても、200年、300年保管すれば、かなりもう雨水に近い、そこまでいけるかもしれない。私は科学者でないから、何年が妥当かは分かりませんけれども、長期保管してやはり海に放出する、それは雨水と同じぐらいのレベルだからと、それは説得力あると思います。無理無理濃いものを薄めながら捨てる、海を汚すと。大量の汚染水を希釀して捨てれば、それ相当の量になるはずですから、そういうことをやらないで、私は長期保管で相当薄めて、それから海洋放出して。

あともう一点は、福島ありきは駄目だという意見もあります。だったらば、他県はいいのかと。福

島県人は、自分の県でなければいいのかと、私は全然そんなこと思っていないのです。薄めて薄めて薄めて、ほとんど水に近ければ、私は福島県だってしようがないと思います。そのためには200年でも300年でも保管して、相当薄くしてください。その間、技術も進むはずですから、200年を予定したけれども、50年後には取れる技術が開発したということもあるかもしれない、そういう道も選択肢にあると思うのですが、木野さん、その辺はどうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） ご意見ありがとうございます。

トリチウム半減期がまず12.3年ということでございます。860兆ベクレル、もう既にだんだん少なくなってきたいるのですけれども、これが半分になるにしても12年かかります。一方で、1日170トンのいわゆる処理水が増え続けている現状でありまして、相当やはり1年間でためるタンク、これをまた12年分確保するというのはかなり敷地を取るという現状はあると思っております。もちろんまさに先ほど風評対策のところでもありました、処分をいつ開始するかと。これは社会的状況も含めて考えていますが、その間どこまで先延ばしできるかということも含めて考えていくことも同時に検討はしていくことで、永久というと相当厳しいとは思いますけれども、いわゆる長期保管と処分をどうするか、またいつタイミングを設定していくか、こういったことも含めてご意見を聞きながら検討してまいりたいとあります。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 木野さん、いろんなシミュレーション、例えば300年、500年保管したらどうだとか、タンクには耐用年数があるとかないとか、そういうしたものも、例えば希釈して捨てるではなくて、希釈して保管したらどうだとか、あとはALPSに2回、3回かけたらどうだとか、そういうことも選択肢として判断材料にさせてもらえばちょっと分かりやすいのかなと思うのです。置く場所がない、もう急いでいるのだって言われているような感じで、何やってきたのだ、今まで、そんなことはとっくに分かっているのではないかって思うので、その辺はやはりあとは人体に与える影響の中で、学者というのは例えば私は1ミリとか20ミリとかという論議のときに、1でも大丈夫だと20でも大丈夫だとかいろんな人がいるのです、学者でも。だから、このトリチウムに関しても、いろんな学者の意見、これは判断材料に下さい。何か安全だ、安全だという資料ばかりではちょっと判断に偏ってしまう。不公平になってしまって、その辺も検討してください。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） そういう専門家、いろいろな方のご意見も聞いてまいりたいと思いますし、まだいろんなシミュレーション、それからいろんな方法を検討していく余地はございますので、今言ったご意見も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） そのほかありませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 7番議員からもあったところではあるのですけれども、今回タスクフォースの検討結果ということで小委員会では5つの検討結果を出されていると思うのですが、今回の説明では2つの方法でしかもう選定されていないと、説明されていないということで、地層注入や水素放出、地下埋設、そういったところの部分については消されております。今回、1年、2年でタンクがいっぱいになるということもございまして、そういった場合に貯蔵する場所がなくなってしまえば水蒸気放出あるいは海洋放出で地元住民の理解がなくともやってしまうのか、そういったようなことがあるのか教えていただければなと思います。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） ありがとうございます。

まず、我々この処理水の問題について漁連と約束をしていることがあります。これは、以前の地下水バイパス、サブドレンを認めていただいたときに、関係者の理解なくしていかなる処分も行わないという約束をしております。したがって、まさにそのとおりでございまして、理解なくして処分は行わないということ、これを約束してございますので、今おっしゃったような理解なくしての処分というのではないと考えているところです。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤君。

○2番（佐藤教宏君） そうしますと、これからどんどん処理水、放射性物質に汚染された水がどんどん、どんどん増えていくという中で、処理ができない状況でためていかなければならぬ。でも、タンクの許容がないという中で、国としてはどのようなお考えなのかな。これから理解が得られない中での国の考え方、これからどうしていくのかを教えていただければなと思います。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） まずはしっかりといろんな方に説明をさせていただいて、理解を得るべく努力はもちろんいたします。それでも理解が得られないということであれば、なかなか仮定のご質問にお答えしづらいところはあるのですけれども、政府としてしっかりとそういった現状であれば、また何か考えていく、今すぐにちょっとどういうお答えができるか、アイデアがあるわけではないのですけれども、まずはしっかりと理解を得るべく努力をしていくということでございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） あと一、二年しかもたないという説明がありましたので、今現時点でもそういった方法が理解を得られなければできないという状況というのはなかなか厳しいのかなと、期間がない中で厳しいのかなと思っております。その中で、国としてやってしまえとならなければいいかと

思うのですけれども、ただ処理水自体はどんどん、どんどん増えていきますので、こちらについてまだ検討がされていないということになると、なかなかどうしていくのかなという疑問はあります。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） 先ほどのご質問にもありましたけれども、2022年にタンクが限界になる。準備に2年だとすると、この夏が最終リミットではないかということかもしれません、そうではなくて、やはりタンクの増設も限定的ではありますけれども、増設の余地もあります。また、汚染水発生量をさらに減らしていくという取組も現在でもやってございますし、これからも屋根を工事するとか、いろんな汚染水、いわゆる雨水が入らないような対策も並行して進めてございます。そういうことでタンクの寿命を延ばすこともできますし、タンクの増設の余地というのも選択肢にはあるわけでございまして、必ずしもこの夏が最終リミットではないと考えてございます。したがって、場合によってはそういうタンクをさらに増やしていくといった選択肢もあり得るわけでございまして、そういうことも含めて政府として考えていきたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかありませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません。いろいろ出ているのですけれども、風評対策のポイントのところでお聞きしたいのですけれども、今漁業関係者というような話もありましたが、多分漁業関係者は直接的な風評被害というのがあろうかと思うのですけれども、現実的に今この放射能の風評というのは直接的な風評と間接的な風評があって、結果的には例えば我が町富岡なんかだとなかなか帰還が進まない、そういうことが現実に起きています。そういうことに関して、人がいないことによって出てくるいろんな経済とか、そういうことも含めて風評になってくるわけですけれども、その辺のところが将来風評影響が生じるという言葉で今のところなっているのですけれども、やはりこの風評対策が直接的ではなくて間接的な風評対策のところまでどうしていくのかということがきちんと示されないと、なかなか風評ということだけで考えたら不安が残ると思うのですけれども、その辺に関してはどう考えているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） まさにまだ当然2案ありますので、例えば水蒸気放出ということであれば、漁業者のみならず、やはり農業とかにも影響は及ぶ可能性もございます。また、観光とか、それからほかの例えばですけれども、そういう旅館だ、ホテルだといったような方、また一般の住民の方にも風評の影響というのが及ぶおそれというのがあろうかと思っています。そういう直接的な影響を被る方だけではなくて、間接的な影響を被る方も含めて風評対策というのはやっていかなければいけませんので、まだ具体的にどういった対策と打ち出せる段階まで来てはいないのですけれども、

そういう間接的な影響を受ける方も含めて対応を検討してまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そうしますと、結論がどこかで出していくのだと思うのですけれども、結論を出していくときにはきちっとした風評対策に対する提案もこれからプラスで出てきて、そういうことも含めてという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） おっしゃるとおりでございます。方針を決定する際には風評被害対策もしっかりと打ち出していくということでございます。

○議長（高橋 実君） そのほかありませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） この資料から今説明していただきましたが、まさに今日は国から来てもらつて説明していただくわけなのですが、これは検討委員会のあくまでも資料の説明だよということで、私不信感持つのですけれども、検討委員会のメンバーは誰も来ないで、国の担当官が来ているということで、本来は国の考えも聞かせてほしいのですが、要するに国の考えは持ち合わせていないということだと思うのです。持ち合わせているとすれば、回答いただきたいと。

検討委員会では海洋放出と水蒸気放出が現実的だということなのですが、現実的には海洋放出一本に最終的に私は絞っているのかなと思うのです。そういう中で、今言った風評被害ということが一番ネックになってくるのだと思いますが、今事故後10年目に入りましたね。そういう中で、当然水対策として減らす努力をしてきたと。ただ減らす努力してもゼロにはならないということは分かっていたわけだと思うのです。ただ540トンくらい出していたやつが170トンくらいに軽減していると、それはすばらしい努力だと思うのですが、なぜここまで議論を遅らせたのか。もっと早く議論していれば、タイムリミットが来る前にある程度目鼻ついたのかなと思うのですが、国としてはタイムリミット来て、慌てて議論始ましたと。答えありきの議論としか私は聞き取れないのです。それで、例えば海洋放出しないとすれば、いろんな選択肢、タンクを増設するとか、敷地内で足りなかつたら、敷地外にまで増設するとか。この12ページなんか見ますと、敷地外に持っていくには漏えいのリスクとか、新たに事業許可を必要だとか、いろんなこと書いてあります。これだけのことを書いていて、万が一のことを考えれば、こちらももう手をかけていなくてはならないわけです。それは国として、やはりこの12ページの漏えいのリスクとか、新たな事業許可が必要となるとなれば基地を確保して事業許可を取っておくのも必要だと思うのです。そこまできちっとした手立てをしないで、では本当に海洋放出しないでいけるのかといったら、恐らく風評被害を考えれば到底難しい状況が生まれるのかなと思うのです。そういうことで、ぜひ国としても、もう一歩、二歩進んだ議論をしていただきたい、裏づけまできちっと取っておかないと我々にとっても押しつけの議論になってしまうのかなと思うのです。その辺はど

うお考えになっていますか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） ありがとうございます。

まず、今日はまさにこの委員会の報告書の説明ということで、私ども国の立場でもあるのですけれども、委員会のいわゆる事務局という立場でもございます。なので、事務局として委員会の報告書の説明をさせていただいてはおります。一方、国としてまだ何か決めたということではございませんで、まさにご意見、今日の富岡町議会のご意見もそうですし、様々なご意見を聞いた上で、国として判断するということでございますので、そこは国の考えは現在どうかというと、まさにご意見を聞いている最中であるということでございます。

それから、対策が後手後手に回っているというご意見だと思いますけれども、確かにまだ汚染水の発生量をゼロにできていないとか、いろいろとご指摘はあろうかと思います。一方、汚染水対策にしても、地下水バイパス、サブドレン、そして凍土壁、いろいろと対策を講じてきておりますが、やはりまだ完全に水をゼロにできていないというのはごもっともではございますけれども、決して何か後回しにしてきたということではないかと思ってはおります。いろいろ難しい課題もありますけれども、努力が足りないと言わればそうかもしれませんけれども、我々としてできる限りのことはしてきたかなとは思っております。

敷地外貯蔵については、12ページのとおりですけれども、なかなかいろいろな課題があるということは事実としてございまして、ここも含めてご意見聞きながら、ここも含めて検討してまいりということかと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。敷地内貯蔵で10年でも20年でもいければ、それは問題ないと思うのですが、実際タイムリミットとしてあと2年くらいしかもたないと、そういう話が出ている以上は、海洋放出とか、水蒸気放出が不可能になった場合にはどうしてもそちらの方向に行かざるを得ない。敷地内でタンク増設して間に合う分はあと何年かはあろうかと思いますが、それから外れれば当然敷地外に行くしかないと思うのです。そこまで手だてしておかないと、きっちりした議論は私はできないのではないかと思うのです。先ほど冒頭で7番からもあったように、原子力特別委員会でいろいろ議論して課題として挙げている部分もあるのです。私もなぜもっと早く我々にトリチウムというものを理解できるような説明なかったのですかということを私も言いました。全くトリチウムというものの、物質、私も分からぬのです。そういう中で、一番いいのは、地域住民とか国民に本当にトリチウムを薄めて流せば影響ないのかということを理解してもらうのが一番いい道筋だと思うのです。それを怠ってきたということだと思うのです。安全、安全って言われても、もう安全と

いうことはこの事故を起こした原発の関連の問題に関してはもうそういう言葉は成り立たないと思うのです。そういうことを踏まえて、もう一度しっかりと考えていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） ありがとうございます。まさにこの事故が起きてから、トリチウムとか、そういうもののについての言葉も出てきたということかと思います。以前からも例えばトリチウムというものは海へ出ていたとか、こういったこともやはりほとんどの方は知らなかつたというのが現実であろうかと思っています。やはりこのトリチウムの安全性、県民だけでなくやはり県外の国民の方も含めてしっかりと理解していただくことも大事ですので、国としてしっかりとそういった国民の理解を進めていく取組、これもしっかりとやってまいります。

すみません、東電の回答がちょっと行き届いていないということについては我々も確認をさせていただきたいと思いますので、そこはちょっと持ち帰らせていただければと思います。

敷地外への手当てということでございますけれども、なかなかやはり中間貯蔵の土地、またそれ以外のいわゆる帰還困難区域の土地の活用という点では非常に困難なところもあるかとは思います。準備をしっかりとおくべきというご指摘だと思いますので、そこについては我々もしっかりと対応を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。私一番心配しているのは、後の対策が講じられないとすれば、答えありきの議論になってしまうと思うのです。今中間貯蔵の敷地は、中間貯蔵だけに購入したり借りたりしているから、それは無理だよという話も先ほどから説明していますが、そうすると答えはもうありきなのです。海洋放出か、水蒸気放出しかないと、タンク群がいっぱいになったときには。だから、やっぱり答えありきの議論をしないためには、もう5年でも10年でも余裕持たせないと、我々はやっぱり不信感持ります。そういった中で、やっぱりきちっとした算出をして出してもらうためにも、この次になろうかと思いますが、実際タンクは敷地内に今からどれだけ増設できるのだと、1日170トンレベルでいたら何か月もつのだと、そういうデータをきちっと出していただいて、実際事業許可とか、実際敷地外にタンクを造るとすれば、そういう土地の認可も受けなくてはならないでしょうし、地権者からまずは了解もらわなくてはなんいろいろ問題はあろうかと思います。そういう部分をきちっと踏まえて、少し長い目で議論できるような状況をつくってください。かえつてそのほうがいい答えが出るのかなと私は思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対

応室参事官（木野正登君） ご意見ありがとうございます。

繰り返しではございますけれども、この夏が最終リミットということではなく、タンクの増設の余地も含めてしっかりと検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） あとありませんか。

8番、宇佐神君。

○8番（宇佐神幸一君） 1点ほど、この資料の中でどうしてもちょっと気になるのが、7ページについてのトリチウムは水素の仲間で云々、最後に自然界にあるから。これは何かだから大丈夫ですというようにも取れるのですが、その中の次のページのQ&A、これは説明されていなかったのですが、そのQの2の実際的にDNAにもし損傷あっても、修復するから大丈夫というのが書いてあるのですが、ただDNA自体を損傷させるものであつたら大変なものであると思うし、またその物質というのはくつついてある程度小さな変化を起こす。今言っているコロナウイルスもそうだと思うのですけれども、どういう形で損傷してしまうのか、それともしてしまう可能性があるのか。それとともに修復されるって、その修復されたのが影響ないのかというのもちょっと私たち、本当の町民というか、住民については不安を残すような文面だと思うのですけれども、その点どう皆さんに説明しますか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） ありがとうございます。

DNAを損傷させるというのは、ここにメカニズムが書いてありますが、要はトリチウムがヘリウムに変わると、要は普通のDNAの中の水素がヘリウムに変わって、そこが要は損傷させるというメカニズムではございますけれども、大量にこういった現象が起こるということではなくて、ごく、ここに数個のトリチウムと書いてありますが、要はDNAを破壊する物質ってほかにもたくさんございます。要は日常的に人体の中ではDNAの損傷というのは起こってはいるものなのです。そういうことから、トリチウムだけが特に危険なDNAをたくさん破壊するというものではないということを申し上げております、決して影響がゼロだとか、そういうことではありませんけれども、それでも人体への影響というのは、その上のQの1のところで書いてありますけれども、いわゆるOBTという形の、8ページ目のQの1のところでございますが、OBTの健康への影響というのはセシウム137と比較しても300分の1程度ということでございます。放射性物質である以上、影響がゼロというものではありませんし、DNA破壊ということもありますけれども、それでもセシウム137の300分の1程度の影響であるという物質であるとご理解いただけたとあります。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神さん。

○8番（宇佐神幸一君） 今の説明は、もちろん専門的な説明を言われたと思うのですが、基本的に、先ほど皆さんも言っている、風評の根本というのは住んでいる方が本当に大丈夫かと、単純ではないですけれども……

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神君、申し訳ない、マスクして。

○8番（宇佐神幸一君） はい、いいですか。

だから、それを分かりやすくしていただくのも一つの風評を抑える力だと思うのですが、そういう努力はされますか。していただけますか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） こういった説明もそうですけれども、やはり科学的に分かりやすく住民とか国民の皆様に説明をして、理解していただくことが風評を抑える一つの方法だと思いますので、ご指摘の点も含めてしっかりと説明をしてまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） あとありませんか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 2018年の8月30日、31日のときの討論のときに、公聴会のときに、それを終わったときに経産省の山本委員長は代替案について陸上保管案を設けるとおっしゃっていたのですけれども、その後何の議論もなかった。それで、こういうふうに海に出したほうがいいのではないかという話を何か本当にありきたりの感じで持ってきてているのにとても私はちょっと憤慨しますけれども、やはり海に流してしまったら、幾ら生態に影響ないといつても、海洋投棄した場合にやっぱりそこに植物プランクトン、動物プランクトン、イワシ、小魚、マグロ、一番大きいのが鯨。鯨とかの生態には本当に影響がないのか、そういうのを討論した後にそういう海洋放出というのもやはり考えていただきたいと思います。

それと、タンクはもう979基くらいありますよね。その中で総量推定、トリチウムは大体860兆ベクレル。それというのは、2010年の2.2兆ベクレルよりも約390倍。これを年間排出目標値、それを2010年の2.2兆のあれでいくと、もうほぼほぼ何十年かかりますよね。そうすると、やはり一回放出してしまったら、それが何十年も続くとなると、安易にやはりそれには私は賛同できないので、徹底的な議論をやはりお願いしたいと思います。富岡の町も漁港ができて、これからというときに、やはり風評被害がとても重要だと思いますし、やはり漁業の方は本当に切実な思い、私たちは本当に真剣に考えないといけないと思いますので、その辺は十分受け止めていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） ご意見ありがとうございます。

まず、公聴会のときに、いわゆる長期保管というのでしょうか、長期保管も含めて検討すると申し上げて、今回の委員会の報告書でもまさにタンクの増設の余地も含めて検討するというのは、いわゆる長期保管の一部であるということかと思っております。決して意見を全く無視しているということではなくて、いかにいわゆる処分を遅らせることも含めて検討の余地はあるということかと思ってお

ります。

また、生態影響、今までトリチウムによる生態影響というのは、様々な調査もしております、確認はされてはございませんけれども、実はほかの議会からもそういったご意見もあって、やはり生物影響がちゃんとないということをしっかりと説明をするということは大事だと思います。そういった今までのデータも含めてしっかりと県民、国民の皆様に説明をさせていただきたいと思います。

また、おっしゃるとおり、今までの実績2.2兆で放出をするということであれば、もう何百年単位でかかります。先ほど風評対策のところでも申し上げましたが、どれだけの処分量にするか、どれだけの処分濃度にするか、こういったことも含めて、例えば長期間やっていくのがいいのか、それとも短期間でやってしまうのがいいのか、そういったことも様々なご意見があろうと思います。そういうご意見も聞きながら、処分の内容、これも決定をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） トリチウム以外の核種ありますよね。ヨウ素129、リチウム106、ストロンチウム90、これというのはすごく基準値を大分超えていましたよね。それに関して2次処理を東電はして、そういうのも核種も基準以下にするって、ALPSの小委員会に提出した資料ではそうなっていましたが、事実取り除けなかったというか、できていることになっているけれども、それはちょっとまだそういう段階ではなかったということで、すごく東電に対しても私は不信感を抱いたのですけれども、そのトリチウム以外のそういうのというのはきちんとやらなければいけないでしょけれども、そういうのもやはり公表してほしいのです、隠さず。やはりそういうところから始まらないと、私たちもトリチウムばかりではなくて、それ以外も結構基準値を超えてるので、そういう資料もきちんと出してほしいと思います。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） おっしゃるとおりです。5ページ目のとおりですが、やはり7割以上の水はほかのトリチウム以外のセシウム、ストロンチウム、ヨウ素129とか、まだ基準値を超えた状態の水です。これは、東京電力ももうしっかりと処分する際には2次処理を行うということを約束してございます。また、ALPSでちゃんと2次処理すれば基準値以下にできるということを証明するという意味で先月の24日に東京電力が発表しましたが、試験的に今年度中に2,000トンを2次処理するということを約束してございます。まずは試験的にちゃんとやって、2次処理すれば1以下にできるのだということを証明をさせます。その上で、やはりALPSに十分な能力があるのだということをしっかりと証明をさせていきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 町長、次回もこういう会議設ける予定あるのですか。

町長。

○町長（宮本皓一君） まだまだ議論が尽くされたというような状況ではないと、今お話を聞きながらそう感じているところです。機会があれば、まだまだ説明もしていただかなければなりませんし、最終的には結論ありきの話で進めるのではなくて、これらのものをどうしていったら風評を免れ、また貯留するにしても、放水するにしても、しっかりと議論が尽くされなければいけないと思いますので、私としては今回1回では済まないと思っています。

○議長（高橋 実君） 議員の皆さん、どうでしょう。今回、今日はこのぐらいにとどめて、次回に対応できるように各自再度調べるものを探して、次回にきっちりした質問、質疑応答で終わられるような段取りでどうでしょうか。

安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 先ほどの議論の中で、いろいろ資料下さいと、こういった場合こうだとか、それを準備してきてくれるということであれば、また同じこういう資料で同じでやっても同じだから、ちょっと一歩進んだ形で、いろんな意見出ているから、それに対応した資料を作ってきてもらってお話しを進めるという形だったらば、意義があると思います。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） タンクの増設とかやっても、敷地に限りありますので、最終的にその先に出ていく、例えば別な土地を確保して、必要な認可はもう今から準備するよとか、そういうふうに進んでいかないと、答えありきの議論になってしまいます。もう敷地がいっぱいだから、流すしかないよ、最終的にはなるはずですので、だからそこまで国で踏まえてくれるのかどうかが一番問題なのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 木野参事官、今6人の議員が質問した内容、佐藤係員が記帳していると思うのだけれども、そこら辺の資料との関係とか調べるものを探して、次回、後日あるときにその資料関係を提示してもらえますか。

木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） 全てが全て整うかどうか、当然本省等とも調整させていただきますが、可能な限りは出せるデータとか調べるものは調べて提示をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） では、6人の議員が質問した内容、出せるやつはしっかりと追跡調査して、東電と話をするものはして、出せるやつは次回出せるような体制でお願いしておきます。

どうでしょう。本日はこのぐらいで止めて。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） では、異議なしということですので、ここで内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所職員の皆さんご退席願います。

暫時休議します。

休 議 (午後 5時01分)

---

再 開 (午後 5時02分)

○議長 (高橋 実君) 再開します。

次に、その他に入ります。

執行部からその他、何かございますか。

〔「ありません。付議事件の2のその他はありません」と言う人あり〕

○議長 (高橋 実君) では、その他ありますか。

高橋副町長。

○副町長 (高橋保明君) すみません。お時間を頂戴して、皆さんお疲れのところ申し訳ありません。私から1点、それからすみません、総務課長、それから生活環境課長から2点、3点ということで報告を申し上げます。

資料ございません。口頭でご説明をさせていただきます。既に報道等でご承知いただいていることかと思いますが、経済産業省資源エネルギー庁から令和2年3月31日に原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則の一部を改正する規則が告示されました。その附則におきまして、これいわゆる廃炉交付金の部分になります。これまでご説明させていただきました。附則を、すみません、原文のまま、まず読ませていただきます。

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所に関して、原子力災害対策特別措置法第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言及び同条第3項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示がされた事情、その他の事情を考慮して、福島第二原子力発電所が設置されていた市町村に対して、それぞれ交付することのできる交付金の交付限度額は第4条の規定にかかわらず廃止会計年度の翌年度から起算して10会計年度までの期間において、会計年度ごとに9億7,000万円とし、廃止会計年度の翌会計年度から起算して11会計年度から20会計年度の期間までにおいては9億7,000万円に第4条第2項の表の上欄に掲げる年度に応じ、それぞれの同表の下欄に掲げる数を乗じて得た金額とすると。この場合において、同表中、廃止会計年度とあるのは、廃止会計年度から起算して10会計年度と読み換えるものとするということです。

要約いたしますと、富岡町、楢葉町に対しまして、これまでの交付金額と同水準であります9.7億円を今後令和2年度から10年間交付することになっております。また、その後、令和12年度になりますけれども、そこからの10年間、これまで本交付規則廃炉交付金の交付規則に定められていたとおり、この9.7億円を基準として、翌年は80%、翌々年度は70%というふうな形で低減していくとして、令和21年度までの10年間交付されるものでございます。

附則にもございましたとおり、福島第二原子力発電所に原子力緊急事態宣言等が出されたことによ

る特殊事情が勘案され、他の廃炉号機には認められていない交付金の延長が認められたことになっております。町は、昨年7月末の廃炉決定後、直ちに町議会、それから檜葉町、檜葉町議会とともに経済産業大臣に向けての緊急要望を行いました。また、その翌々日でございますけれども、県知事、富岡町長、檜葉町長の3者で改めて大臣要望を行ったところでございます。その中で、電源地域対策交付金に代わる財源措置を求めてまいりましたが、今回その要望内容が認められまして、交付規則の改正に盛り込まれたものと考えておりますので、ご承知いただければと思います。

報告は以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お疲れさまです。新型コロナウイルス感染症に関する当面の対策ということでご報告をさせていただきます。

今ほどお配りしているものにつきましては、本日の朝、庁議において職員に配付したものでございます。それを見ていただきながらお話を聞いていただければと思います。すみません、配付までちょっと時間を頂きます。

すみません、お手元渡ったかと思います。本町におきましては、2月の28日に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げまして、見ていただいているように、これまで決定し実施していることということを行ってまいりました。1つは、備蓄してありましたマスク、それから消毒液を本庁舎各支所、それから学校、こども園、町営の診療所へ配布、配置したというところ。参考までですが、現時点においてマスクは約1万4,600枚、アルコール消毒液については85リットルが備蓄されているというところでございます。その後、様々発注をかけておりますが、なかなか入ってこないというのが現状でございます。当面は1万4,600枚、それから85リットルで対応せざるを得ないといった状況でございます。こんなことから、近隣の町村においては、町民へ、住民の方々へマスクを配布するということを計画しているということも承知はしておりますが、現在の備蓄枚数等々を考えると、必要な箇所へ配布することがまずは必要だろうということで、町民への配布については当面見合せたいと考えております。

2番目です。町イベント開催基準の決定ということで、策定ということで、これについてはこの基準に沿ってイベントの開催を検討していくといったものでございます。

3番目です。3番目、職員の出勤前の体温確認と平熱以上の状態が見られる場合の出勤見合せということを通知しております。このことについては、現在も行っているところということでございますが、このような状態で出勤を見合せたという事例はございませんので、報告します。

4点目です。4点目、本庁舎における1日2回程度のドアノブ、手すり等のアルコール消毒、このことにつきましては不特定多数の方々が触るであろう、触れるであろうという箇所についての消毒を行っているというところです。

裏面になると思います。裏面、本日より行うことと決定した対策等、これは追加対策でございます

が、皆様にご協力いただいているように議会を含め、会議等における出席者のマスクの着用を義務づけるということを本日より行っております。例えば事業者様との打合せ等々につきましては、メールや電話等々で極力済ませるようにということも併せて職員に伝えているところでございます。人と人の接触をなるべく避けたいというところでございます。

それから、今後になりますが、地域や期間のいかんにかかわらず、国において緊急事態宣言がなされた場合については、職員は執務中必ずマスクを着用するということにしたいと考えています。

それから、来訪者や町民の面談、相談などの記録ということについては、長時間対応した場合について記録をするようにということでございます。

3番目に、引き続き職員にお願いしていることでございます。不要不急の外出を控えること、特に感染が拡大する地域の移動は控えることということです。これに併せて、特に緊急事態宣言がなされた地域等々への出張、公務出張についても極力控えていきたいと。出張目的が達成できるようなほかの方法を考えて控えるべきだということで検討させます。それから、私用であっても当面の間、密閉、密集、密接などの感染リスクが高い場を回避することということで申し伝えております。特に夜間の少人数であっても会食等については当面控えるようにと申し伝えてあります。手洗い、それからせきエチケット等のことについては当然のこととさせていただきます。

4番、今後の感染拡大に備え、現在お願いしていることにつきましては、多くの職員が感染、または濃厚接触者となる可能性も非常にあると考えております、その際には地方自治体として止めることができない事務以外については一時停止、事務を執行停止するということも考えなければならないということで、今止めることのできない事務事業を洗い出しさせているといった内容でございます。

すみません。以上でございます。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お疲れさまでございます。資料がなくて大変恐縮でございますが、毎年4月の第3週に実施しておりました消防団の春季検閲式についてのご報告でございます。こちらは、やはり新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点から、過日行われました消防団の幹部会におきまして延期と決定いたしました。この際の開催時期につきましては、6月28日、日曜日に予定しております機械器具の一斉点検、こちらと併せて実施したいと考えておるところでございますが、その時期に新型コロナウイルスの感染状況が終息しているかどうかを予測できないことから、6月の上旬に開催可否の判断をし、場合によっては中止の判断でもやむを得ないと思っておりますので、再度その時期になりましたらご案内申し上げたいと考えております。なお、今回の延期につきましての通知文書につきましては、近日中に発送する予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

生活環境課からは以上でございます。

○議長（高橋 実君） 議員からはありませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 先ほどの議会運営委員会の中で、議会、定例会等の開始時間に関して少し時間を早めたほうがいいのではないかという意見が出たのですけれども、その辺について、今後の進め方等を諮っていただきたいということで提案したいと思います。

○議長（高橋 実君） 今6番、議運の委員長でもある遠藤一善君から報告があったように、従来10時のやつを、震災前は9時からだったのですけれども、そこら辺9時に戻してはということなのでしょう。

○6番（遠藤一善君） はい、そうです。

○議長（高橋 実君） どうでしょうか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 例えば9時前に議運があったり、45分前というから8時15分になるのかな。解除になっても、まだ郡山だったり、いわきだったり。だから、これは今ここで9時をすばっと決めるのではなくて多少、前回この件に関しては、私の記憶ではアンケート取ったと思うのです、一人一人から9時、9時半、10時ということで。そのアンケート結果がどこに行ってしまったのか、それがうやむやになったままで10時でずっと来てしまっているので、再度もしそういう話が出たのであれば、みんな一人一人の意見を聞く、そこからで、この場で9時と決めなくてもいいと思います。

○議長（高橋 実君） あと意見ありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 解除からもう4年目に入りましたので、やっぱり通常の時間に戻すべきなのかなと私は思います。

あと、これ時間出たからお願いしますけれども、委員会は一日でこなすのは非常に大変だと。やっぱり2日日程を取っていただいて、一日で終われば終わったでいいということにしていただければ私はありがたいのかなと思います。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 (午後 5時13分)

---

再 開 (午後 5時13分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

私から振ります。

2番、佐藤教宏君、郡山から通うようになってから、時間帯、仮に9時、10時、あとよく考えて教えてください。

○2番（佐藤教宏君） はい。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道議員も郡山でしょうから、9時がいいのか、10時がいいのか、9時半がいいのか。あとは大体近くにいるでしょうから、後で教えてください。

今出ます。

では、2番。

○2番（佐藤教宏君） うちは設定された時間で参りたいと思います。

○議長（高橋 実君） 4番。

○4番（渡辺正道君） 私も。

〔「議長、いいですか」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） はい。

○4番（渡辺正道君） 9時開会といいますか、開催で異議は個人的にはないです。先ほど議運の委員長からも話あったのですが、その前に開催される議運の時間がどのくらいに前倒しになるのか、ちょっとその辺、私は個人的に想像つかないのですが、その辺の兼ね合いを勘案して、9時開催で、もしくは議運を例えば前日に開催していただくとか、そういう形であれば別に9時開催でも結構です。

○議長（高橋 実君） では、議運に預けたほうがいいのか、これ。

〔「特に反対意見なれば」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 議運に預けていいかな。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） では、議運に預けます。

〔「はい、分かりました」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） さつきそういった言葉だから。あと、何かの場面で。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） あとありませんか、その他で。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

閉会 (午後 5時15分)